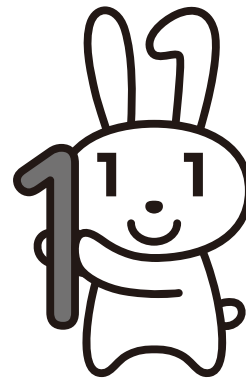


ここが大事！ マイナンバー制度



ここに注意！

① マイナンバーカードは必ずご持参ください！

右表のような行政手続きのときは、本人確認のためマイナンバーカードが必要です。必ず持参してください。

※通知カードのみで手続きを行う場合は、他に下記のとおり本人確認書類が必要になります。

② 紛失した場合は、すぐに届出を！

もし紛失してしまった場合は、早急に警察へ紛失届を提出してください。その後、役場に届け出てください。

また、再発行については有料となります。

◇通知カード500円

◇マイナンバーカード800円

(公的個人認証付加は1,000円)

③ 詐欺に注意！

マイナンバー制度に便乗し、不正な勧誘や個人情報聞き出そうとする手口には十分に気を付けてください。

マイナンバー制度をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問などがあった場合は、すぐに役場に連絡してください。

※基本的にマイナンバーに関する電話、メール、手紙、訪問などを役場が行うことはありません。

【問い合わせ先】

総務課 総務係 (☎78-3113)

住民環境課 戸籍住民係 (☎78-3116)

マイナンバーで利用できる事務

| 【医療・福祉分野】 |
|--|
| 児童手当受給資格の認定請求 |
| 児童扶養手当の受給申請・認定・現況届 |
| 特別児童扶養手当、障害者福祉手当、特別障害者手当の申請・認定・現況届 |
| 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請 |
| 介護給付費等・自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）の支給決定 |
| 生活保護の申請 |
| 国民健康保険 (資格取得届出、限度額適用・標準負担減額認定申請、高額療養費の支給申請) |
| 後期高齢者医療 (資格取得届出、限度額適用・標準負担減額認定申請、高額療養費の支給申請) |
| 介護保険 (資格取得届出、第2号被保険者の交付申請、住所移転後の要介護認定、高額介護サービス費の支給申請) |
| 健康管理 (予防接種実施の記録、感染症入院費の支給申請) |
| 【税分野】 |
| 所得税、贈与税、法人税、消費税、相続税、地方税、酒税・間接諸税の平成28年1月1日の属する年分以降の申告書の申請 |
| 【災害分野】 |
| 被災者生活再建支援金の支給、被災者台帳の作成など |

※税や社会保険の手続きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行うこととされている場合もあります。このため、勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。
※上記の取扱事務は、平成27年11月末現在のもので、これらの事務は、今後増加していくと想定されます。

【通知カードと一緒に必要な本人確認書類】

< 1点で確認できるもの >

運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示などの措置がなされ、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（氏名、生年月日または住所が記載されているもの）

< 2点で確認できるもの >

公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、官公署または個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（氏名、生年月日または住所が記載されているもの）